

平成 21 年 6 月 26 日

各 位

会 社 名 三菱マテリアル株式会社
代表者名 取締役社長 井手 明彦
(コード番号 5711 東・大証第 1 部)
問合せ先 広報・I R 室課長 鈴木 信行
(T E L 03-5252-5206)

買収防衛策に関する新株予約権の発行登録等に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 4 月 27 日開催の取締役会において、「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）の導入を決議し、同年 6 月 28 日開催の第 82 回定時株主総会においてその導入に関する議案をご承認頂き、同日開催された取締役会において、本プランに基づく新株予約権に係る発行登録（平成 19 年 6 月 28 日付プレスリリース「新株予約権にかかる発行登録に関するお知らせ」をご参照下さい。）を行うことを決議致しました。この度、当該発行登録の発行予定期間（平成 19 年 7 月 6 日から平成 21 年 7 月 5 日まで）が満了するため、平成 21 年 6 月 26 日開催の取締役会において、改めて本プランに基づく新株予約権に係る発行登録を行うことを決議致しましたので、下記のとおりお知らせ致します。

なお、本プランにおいては、買付者等が本プランに定める手続を遵守しない、または買付者等による大規模買付等が、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると認められる場合に、当社は対抗措置として、原則として新株予約権の無償割当てを行うこととしておりますが、本発行登録は、この新株予約権無償割当てを機動的に行うことを可能とするものです。

また、本プランにつきましては、株券電子化等に伴い所要の修正を行っておりますので、併せてお知らせ致します。

記

1. 募集有価証券の種類：新株予約権証券

2. 発 行 予 定 期 間：発行登録の効力発生予定日から 1 年を経過する日まで
(平成21年 7 月 6 日から平成22年 7 月 5 日まで)

3. 募 集 方 法：新株予約権無償割当て

4. 発 行 予 定 額：15億円

(上記は新株予約権証券の発行価額の総額（0 円）に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額です。)

5. その他

本プランにつきましては、本プランの導入後に証券取引法が金融商品取引法へ改正されたこと及び「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成 16 年法律第 88 号）の施行による上場会社の株券の電子化に伴い、所要の修正を行っておりますので、併せてお知らせ致します。本修正は、本プランの考え方や手続に変更を加えるものではなく、修正の内容は、以下の表のとおりです。

なお、現在の本プランの詳細につきましては、当社ホームページ (<http://www.mmc.co.jp>) に掲載の平成 19 年 4 月 27 日付プレスリリース「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の導入について」（以下「本開示資料」といいます。）をご覧ください。

（修正箇所は下線の部分です。）

修正前	修正後
（本開示資料 10 頁） 6. 株主の皆様への影響 （略） （2）本新株予約権の無償割当て時に株主の皆様 に与える影響 当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、 本新株予約権の無償割当てを行う場合には、 別途定める割当て期日における株主名簿<u>または</u> <u>は実質株主名簿</u>に記載または記録された株主 の皆様に対し、その保有する株式 1 株につき本 新株予約権 1 個の割合で、本新株予約権が無償 にて割り当てられます。	6. 株主の皆様への影響 （略） （2）本新株予約権の無償割当て時に株主の皆様 に与える影響 当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、 本新株予約権の無償割当てを行う場合には、 別途定める割当て期日における株主名簿に記 載または記録された株主の皆様に対し、その保 有する株式 1 株につき本新株予約権 1 個の割 合で、本新株予約権が無償にて割り当てられま す。
（本開示資料 11 頁） （3）本新株予約権の無償割当てに伴って株主の 皆様に必要なとなる手続 <u>（a）名義書換の手続</u> <u>当社取締役会が本新株予約権の無償割 当ての決議を行った場合には、当社取締 役会において割当て期日を定め、これを 公告します。割当て期日における最終の 株主名簿または実質株主名簿に記載また は記録された株主の皆様の新株予約権が 無償にて割り当てられますので、株主の 皆様におかれましては、公告された割当 て期日までに株式の名義書換手続を行っ</u>	（3）本新株予約権の無償割当てに伴って株主の 皆様に必要なとなる手続 <u>（削除）</u>

<u>ていただく必要があります。なお、証券保管振替機構に対する預託を行っている株券については、名義書換手続は不要です。</u>	
(本開示資料 11 頁) <u>(b) その他の手続</u> なお、割当て期日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込みの手続は不要です。	割当て期日における最終の株主名簿に記載または記録された株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込みの手続は不要です。
(本開示資料 20 頁) 別紙 5 <u>新株予約権無償割当ての概要</u> (略) 割当て期日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有する当社普通株式(但し、同時点において、当社の有する当社株式を除きます。)1株につき1個の割合で本新株予約権の無償割当てをします。	別紙 5 <u>新株予約権無償割当ての概要</u> (略) 割当て期日における最終の株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有する当社普通株式(但し、同時点において、当社の有する当社株式を除きます。)1株につき1個の割合で本新株予約権の無償割当てをします。

なお、以上のほか、証券取引法の条文が引用されている箇所は、全て法令名を「金融商品取引法」に修正しております。

以 上